

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は、総合評価落札方式（地域型）による一般競争入札に付したところ、1 者応札があったものの積算誤りによる無効のため入札を取り止めることとなった。</p> <p>今年度内に改築整備を完成させるためには早期に着工する必要がある、再度発注を検討したところ、一般競争入札では適正な工期が確保できず、また既に飛騨圏域内の全事業者を対象とした一般競争入札を実施しており、改めて指名業者を選定することも困難な状況であり、このままでは契約の時期を失することとなることから、随意契約により相手方を決定するもの。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>一般競争入札に付した際の応札者であり、技術者の確保が可能で受注意欲がある唯一の業者と判断でき、また既に設計図書の内容を把握しているため、早期着工が期待できることから選定するもの。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。